別表十六(七)
「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」

記載要領はこちら

注意事項

1　少額減価償却資産とは、措置法第67条の5第1項《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》に規定する減価償却資産で、その取得価額が40万円未満（令和8年4月1日前に取得等をしたものについては30万円未満）であるもの(貸付け(主要な事業として行われるものを除きます。)の用に供したもの及び一定のものを除きます。)をいいます。

2　資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんのでご注意ください(中小企業者の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P6～)をご参照ください。)。

なお、中小企業者の判定等フローにおいて中小企業者と判定された場合であっても、以下に該当する場合はこの制度の適用がありませんのでご注意ください。

- 常時使用する従業員の数が400人（令和8年4月1日前に取得等をした少額減価償却資産については500人）を超える法人及び常時使用する従業員の数が300人を超える法第75条の4第2項《電子情報処理組織による申告》に規定する特定法人
- 措置法第42条の12の4第1項《中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》に規定する特定認定を受けた同項に規定する特定事業者等に該当するもののうちその特定認定に係る同項に規定する特定経営力向上計画に一定の減価償却資産が記載されているもの

中小企業者の判定等フローはこちら

「構造2」
機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を記載します。

「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額6」
積立限度超過額を除いて記載します。

「当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額8」
「8」の金額は、300万円(当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額、以下この別表の留意点において同じです。)が限度となりますのでご注意ください。
また、この制度は、個々の少額減価償却資産の取得価額の積上げで300万円に達するまでの金額が対象となりますので、例えば、取得価額35万円の対象資産9台(計315万円)を取得し、事業の用に供した場合には、他にこの特例の適用を受けるものがなければ、この特例により損金の額に算入される金額は280万円(35万円×8台)となります。

資産区分	種類	1				
	構造	2				
	細目	3				
	事業の用に供した年月	4				
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6				
	差引改定取得価額　(5)－(6)	7				
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額((7)の計)		8				円

【チェックポイント】
取得した個々の少額減価償却資産ごとに資産区分及び取得価額を記載していますか。

【チェックポイント】
当事業年度において事業の用に供していますか。